

糸島市立福吉小学校 いじめ防止基本方針

【令和 8 年度 改訂版】



糸島市立福吉小学校

糸島市立福吉小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分発揮できるよう、全力で取り組まなければならない。本校では家庭・地域関係諸機関との連携のもと、いじめ問題の未然防止及び早期発見に取り組み、いじめの問題がある場合は適正かつ迅速にこれに対処するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「福岡県いじめ防止基本方針」をもとに、「糸島市立福吉小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) 法におけるいじめの定義(いじめ防止対策推進法第二条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- いじめは、人間として絶対に許されない行為であること
- いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるものであること
- いじめられている子どもの立場に立って守ること

2 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ問題対策委員会

(2) 構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当者、人権・同和教育担当者、学級担任、養護教諭
必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、学校運営協議会委員

(3) 委員会の開催

月1回（運営委員会終了後）。また、必要に応じて臨時に開催する。

(4) 委員会の役割

- ・ いじめの問題に関する情報の収集・記録及び共有
- ・ いじめの問題の事実の確認、対策の協議
- ・ 該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・ 学級への指導の体制整備、支援
- ・ 外部組織への協力依頼、又は警察への相談・通報
- ・ いじめ問題の防止及び早期発見のためのアンケート調査等の実施と結果分析、管理
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

(5) 関係機関との連携

①糸島市教育委員会との連携

学校においていじめを認知した場合は、速やかに糸島市教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けるようにする。

②糸島警察署との連携

学校でのいじめが暴行行為や恐喝等、犯罪と認められる事案については、早期に糸島警察署（スクールサポーター）に相談し、連携して対応する。また、児童の生命・身体の安全、財産が脅かされる場合には、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

③地域その他関係機関との連携

糸島市子育て支援課や児童相談所、民生委員・児童委員等の協力を得ながら対応する。

3 未然防止のための取組

(1) 教職員

- ① 児童一人一人との信頼関係を育み、共感的な人間関係づくりを進める。
- ② 全ての児童が参加・活躍できるわかる授業づくりや学校行事の工夫を進めるとともに、命の大切さや規範意識を学ぶ道徳の時間の充実や特別活動を通して、よりよい集団の在り方及び人権についての学習を学校生活全般において行う。
- ③ 授業を担当する教師全員が公開授業を行い、相互の授業や児童の様子を参観し合う機会を設ける。
- ④ 学校や教室のきまりを守ることの必要性は伝えつつ、様々な異なる考えや意見を出し合える雰囲気確保し、児童がお互いの違いを理解できるよう働きかける。
- ⑤ 教師の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、教師相互が発言し合える雰囲気や機会を重要視する。
- ⑥ いじめの問題の防止においては、保護者の理解と協力を得て連携し取り組むことが重要である。保護者に対して、いじめの問題を防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、ネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるような啓発を行う。保護者集会（PTA総会、学年集会、PTA研修会等）の機会を捉えた啓発を行う。
- ⑦ 学校だより等を活用した啓発を行う。
- ⑧ 教職員研修を行う。

いじめの問題を防止するためには、教職員がいじめを絶対に許さないという確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止する具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのために、教職員の資質の向上を図る研修を計画的に行う。

ア 4月当初の「学校いじめ防止基本方針」の理解を深める研修会の実施

イ 4月当初の「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施

ウ 毎週金曜日の「子どもを見つめる会」による情報交換・指導内容の交流の実施

エ 無記名アンケートやいじめ等学校生活アンケートによる結果を踏まえた研修会の実施

オ 夏季休業中の「実践レポート研」による実践の交流

カ 夏季休業中のQ Uアンケート結果を考察し、学級経営に生かす方策を検討する研修の実施

(2) 児童

- ① 「みんながってみんないい」の価値観のもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心と態度を身に付ける。
- ② 児童がいじめの問題を自分のこととして考え、いじめの問題を起こさず、いじめの問題を解決するような自ら活動できる集団をめざす。
- ③ 人の役に立っていると感じ取ることができる有用感や困難を乗り越えることができる力を身に付け、自己肯定感を高める。

- ④ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見てだけで、自分には非はない」「些細の嫌がらせや意地悪だ」などの考えは誤りであることを学ぶ。

(3) 保護者・地域社会

- ① あいさつや地域での活動を通して、子どもとの関わりを大切にする。
- ② より多くの大人と関わる中で、いじめ問題の未然防止や早期発見につながる場合もあることから、地域の活動や取組などへの参加を促す。
- ③ 学校への連絡・相談を遠慮なくすることが、いじめ問題の未然防止や早期発見につながることを理解する。

4 早期発見の取組

- (1) いじめの問題につながる行為を見逃さず、常に教職員間で情報の共有を図る。
- (2) 毎月のいじめ等学校生活アンケート、年3回の無記名アンケート、年2回の保護者に対するアンケートを実施し、実態の把握に努める。
- (3) 6月、10月に教育相談を実施し、実態の把握に努める。
- (4) 学校生活全般を通して児童の様子を見守り、友人関係等の動きを把握する。
- (5) 保護者との連携を通して、情報の把握に努める。
- (6) 「子どもを見つめる会」において、児童の情報の収集に努める。
- (7) 児童に、「相談ポスト」や相談電話窓口があることを周知する。

5 いじめ発見時の対応（※別紙1「校内報告体制」参照）

- (1) いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- (2) 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ問題対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- (3) 被害児童のケアは、養護教諭や専門機関と連携した対応を図る。
- (4) いじめが確認された場合は、被害・加害児童とも保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら、家庭との連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認より判明した情報は適切に提供する。
- (5) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童に対していじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において教育を受けられるようにするために、必要な措置をとる。
- (6) 校長は、児童がいじめを行っている場合に、教育上必要があると認めるときは、学校教育法 第一条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加えることができる。出席停止等の懲戒処分は、本人の懲戒という観点ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けるものである。
- (7) いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

6 重大事態への対応

- (1) 次の場合は重大事態としてその対処を速やかに行う。
 - ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障がいを負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合)
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、糸島市教育委員会又は学校の判断により調査に着手する。)

- (2) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- (3) 重大事態発生時は、直ちに糸島市教育委員会を通して糸島市長へ事態発生について報告する。
- (4) その後、糸島市教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査・措置を行う。

7 ネット上のいじめの問題への対応

(1) 未然防止

インターネットの特殊性による危険性を十分に把握した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図るとともに、本校のタブレット活用のきまりを指導する。また、学校における指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者への啓発と連携、協力した取組を行う。

(2) 早期発見

被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

(3) 早期対応

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対処する。

8 保護者・地域等への働きかけ

- (1) 学校の「いじめ防止基本方針」等について保護者や地域の理解を得ることを通して、家庭や地域にいじめの問題の重要性の認識を広め、保護者・地域住民を巻き込んだ防止対策を効果的に推進する。
- (2) P T Aの各会議や集会、個人面談等の機会を利用して、いじめの問題や指導方針等の情報提供を行ったり、学校だより・学年学級通信・保健だよりを通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- (3) 日常的に、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にし、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめの問題に対して理解・協力を得る。

いじめ発見時の対応 校内報告体制

